

特 許 協 力 条 約

発信人：日本国特許庁（国際調査機関）

あて先 特許業務法人後藤特許事務所 様 〒100-0013 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目3番1号尚友会館	<h2 style="margin: 0;">P C T</h2> <p style="margin: 5px 0;">国際調査機関の見解書</p> <p style="margin: 5px 0;">(法施行規則第40条の2) [P C T 規則43の2.1]</p>	
出願人又は代理人の書類記号 19G-P0567	発送日 (日.月.年) 04.02.2020	
国際出願番号 PCT/JP2019/045114	国際出願日 (日.月.年) 18.11.2019	優先日 (日.月.年) 14.12.2018
国際特許分類 (I P C) F16H 59/38(2006.01)i; F16H 61/02(2006.01)i; F16H 61/662(2006.01)i FI: F16H61/02; F16H59/38; F16H61/662		
出願人 (氏名又は名称) ジヤトコ株式会社		

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>

名称及びあて先 日本国特許庁(ISA/JP) 〒100-8915 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	見解書を作成した日 <p style="text-align: center;">07.01.2020</p>	権限のある職員（特許庁審査官） <p style="text-align: center;">中島 亮 3J 8373</p> <p style="text-align: center;">電話番号 03-3581-1101 内線 3328</p>
--	--	---

第 I 欄

見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文（PCT規則12.3(a)及び23.1(b)）

2. この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した（PCT規則43の2.1(b)）。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式

紙形式又はイメージファイル形式

b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表

c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表

附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))

紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見:

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-5	有
	請求項		無
進歩性 (IS)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明:

- 文献1 : JP 2003-130209 A (アイシン・エイ・ダブリュ株式会社) 08.05.2003(2003-05-08)
 段落 [0020] - [0026]、図9 (ファミリーなし)
- 文献2 : JP 9-133203 A (株式会社日立製作所) 20.05.1997(1997-05-20)
 段落 [0010] - [0024]、図1、4-7 (ファミリーなし)
- 文献3 : JP 2009-537753 A (ツェットエフ、フリードリッヒスハーフェン、
 アクチエンゲゼルシャフト) 29.10.2009(2009-10-29)
 段落 [0026] - [0040]、図1-3
 & US 2009/0280948 A1, paragraphs [0031] to [0044], figures 1 to 3
 & WO 2007/134933 A1 & EP 2021810 A1 & CN 101449170 A
- 文献4 : JP 2005-164001 A (富士重工業株式会社) 23.06.2005(2005-06-23)
 段落 [0018] - [0032]、図1-2 (ファミリーなし)
- 文献5 : JP 2014-134275 A (トヨタ自動車株式会社) 24.07.2014(2014-07-24)
 段落 [0020] - [0044]、図1-2
 & US 2014/0200112 A1, paragraphs [0025] to [0055], figures 1 to 2
 & CN 103925313 A

1. 請求項1ないし5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1ないし2より進歩性を有しない。

文献1には、入力及び出力のうち的一方がサンギアに設定されるとともに、入力及び出力のうちの他方がキャリアに設定された前後進切替え装置103と、前後進切替え装置103と接続されたCVT102 (「無段変速機構」に相当)とを有する車両であって、前後進切替え装置103の前記キャリア側にあるCVT102のプライマリプーリー126の回転速度を検出するプライマリ回転数センサ (「プーリー回転速度センサ」に相当)とを有する車両、が記載されている (特に、段落 [0020] - [0026]、図9などを参照のこと。)

文献1には更に、前後進切替え装置103は、入力サンギアに設定されるとともに出力がキャリアに設定される点、入力及び出力のうち的一方がサンギアに設定されるとともに、入力及び出力のうちの他方がキャリアに設定された前後進切替え装置103と、前後進切替え装置103と接続されたCVT102とを有する車両の制御方法であって、前後進切替え装置103のキャリア側にあるCVT102のプライマリプーリー126の回転速度を検出することと、を含む車両の制御方法が記載されている。

文献2は、遊星歯車機構を有する自動変速機において、リングギアの回転速度を検出するリングギア回転速度センサとキャリア側の回転速度を検出するキャリア回転数センサと、を有し、リングギア回転速度センサの出力とキャリア回転速度センサの出力とに基づきサンギアの回転速度を演算する制御部と、を有する車両、又は車両の制御方法が記載されている (特に、段落 [0020] - [0026]、図9などを参照のこと。)

文献2には更に、クラッチドラム25はスプラインを有する筒状部を有し、スプラインにクラッチ17のクラッチ板が嵌合していると共にスプラインをドラム回転速度センサ26の被検出部とする車両が記載されている。

そして、トルクコンバータのタービン回転数を検出することは、トルクコンバータを有する自動変速機の制御装置において、当業者が適宜行い得る事項であり、その具体的な方法は当業者が公知の文献を参照して適宜選択し得る事項である。

第V欄

新規性、進歩性及び産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に基づく見解並びにその見解を裏付ける文献及び説明

したがって、文献2に記載された発明を参照して、文献1に記載された発明を、「前記前後進切替機構のリングギアの回転速度を検出するリングギア回転速度センサと」、「前記リングギア回転速度センサの出力と前記プーリ回転速度センサの出力とに基づき前記サンギアの回転速度を演算する制御部と、を有する」ようにすること、及び、「前記制御部は、前記プーリの前記回転速度を用いて前記サンギアの前記回転速度を演算し」、「前記制御部は、前記リングギアの前記回転速度を用いて前記サンギアの前記回転速度を演算」すること、「前記前後進切替機構はスプラインを有する筒状部を有し、前記スプラインに前記前後進切替機構の締結要素のプレートが嵌合していると共に前記スプラインを前記リングギア回転速度センサの被検出部とする」ようにすること、「車両の制御方法であって、前記前後進切替機構のリングギアの回転速度を検出することと」、「検出された前記リングギアの前記回転速度と検出された前記プーリの前記回転速度とに基づき前記サンギアの回転速度を演算することと、を含む」ようにすることは当業者が容易に想到し得た事項である。

また、回転速度センサが低回転数域において精度が悪化すること、無段変速機構のプーリの回転数と車速が関連することは、当業者によく知られた事項であり、回転速度センサ精度が悪化する運転条件において、回転速度をゼロと設定することも当業者が適宜行い得る事項である。

したがって、「前記プーリの前記回転速度が所定値よりも低く且つ車速が所定車速よりも低い場合には、前記プーリの前記回転速度をゼロに設定して、前記サンギアの前記回転速度を演算する」ようにすること、及び、「選択レンジがRレンジであり、車速が所定車速よりも高いか又は前記プーリの前記回転速度が所定値よりも高く、且つ前記リングギアの前記回転速度が所定値よりも低い場合には、前記リングギアの前記回転速度をゼロに設定して、前記サンギアの前記回転速度を演算する」ようにすることは当業者が容易に想到し得た事項である。